

<対策のポイント>
畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、家畜伝染病予防法に基づき、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底するとともに、地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の育成・確保を図ります。

<事業目標>
○ 家畜・養殖水産物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止
○ 地域における産業動物獣医師の育成・確保

<事業の内容>

1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 4,847 (7,878) 百万円
① 豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の発生時に防疫措置が迅速に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、防疫経費の支援、手当金・特別手当金の交付を行います。
② 防疫体制強化・農場生産性向上に向け、豚熱、アフリカ豚熱、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢等に対する家畜衛生対策、農場の飼養衛生管理強化、民間獣医師等による衛生管理指導の実施等を支援します。

2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 1,348 (1,357) 百万円
動物検疫所において、人や物を介したアフリカ豚熱等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、入国者への質問・検査、検疫探知犬の探知業務、制度の周知・広報活動の実施等、水際での防疫措置の徹底を図ります。

3. 産業動物獣医師の育成・確保 262 (261) 百万円
産業動物獣医師への就業を志す獣医学生や高校生等に対する修学資金の給付、獣医学生の臨床実習と獣医師の技術向上のための臨床研修、女性獣医師等の産業動物分野への就業支援、情報通信機器の活用等による産業動物獣医師が活動しやすい環境整備への支援を実施します。

4. 水産防疫体制の充実・強化 83 (76) 百万円
養殖魚の新たなワクチンや接種プログラムの開発、獣医師を対象とした研修等による魚病診療体制の強化を支援します。

<事業の流れ>
国 負担 (10/10、1/2) 都道府県 (1 ①の事業の一部)
定額、1/2以内 民間団体等 (1 ②、3、4の事業の一部)
委託 民間団体等 (4の事業の一部)
交付 (10/10、1/2) 家畜の所有者 (1 ①の事業の一部)

<事業イメージ>

発生予防対策
発生国・地域 野生動物 家畜保健衛生所等
2の事業 水際検疫 1 ②の事業 農場
3の事業 産業動物獣医師
4の事業 魚病診断機関等
万が一の発生時には…

まん延防止対策
1 ①の事業
発生農場 家畜保健衛生所
○発生時の迅速・的確な防疫措置
・防疫に要する経費及び手当金等損失に対する支援
・豚熱ワクチン接種
・早期発見・早期通報
・処分、焼却・埋却、消毒
・移動制限と衛生条件の確認による畜産物等の出荷
・清浄性確認のための検査
・感染経路の調査 等

[お問い合わせ先] (1、2の事業) 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)
(3、4の事業) 畜水産安全管理課 (03-6744-2103)